

将棋サークル「王将会」規約《参考》

(目的)

第1条 このサークルは「将棋」の自主学習を通じて、会員相互の棋力及び親睦を深め、将棋をはじめとする地域文化の振興や住みよいまちづくり、生きがいづくりに寄与することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、会の目的に賛同する者であれば、誰でも加入できるものとする。

2 入会を希望する者は、入会届を提出するものとする。

3 都合により退会を希望する者は、退会届を提出するものとする。

(活動日)

第3条 王将会の活動は、会員相互の話し合いにより決定する。

(役員)

第4条 王将会に次の役員を置く。

(1) 代表者 1名

(2) 副代表者 1名

(3) 会計 1名

2 代表者は、会務を総理し、会の活動を代表する。

3 副代表者は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

4 会計は、会の運営に関する会計処理を行い、その責任を負う。

(会費)

第5条 王将会の会費は、月額1,000円とする。

2 前項に定めるもののほか、会の運営に必要な経費については、会員相互の話し合いに基づき、徴収するものとする。

(雑則)

第6条 この規約に定めのないもののほか、会の運営に必要な事項は、その都度会員相互の話し合いにより決定する。

附 則

この規約は、20〇〇年4月1日から施行する。